



2022年9月27日

各 位

会社名 イオン九州株式会社
代表者名 代表取締役社長 柴田 祐司
(コード: 2653 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 上席執行役員 管理本部長
赤木 正彦
(電話番号 092-441-0611)

「内部統制システムの構築に関する基本方針」改定に関するお知らせ

当社は、2022年9月27日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」の改定を決議しましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

「内部統制システムの構築に関する基本方針」

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制と、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、その基本方針を以下のとおり定める。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、社会的責任及び企業倫理を果たすため、グループが共有する日常行動の基本的な考え方や判断基準をまとめた「イオン行動規範」の周知徹底を図るとともに、コンプライアンス意識の向上やイオンの基本理念の共有を目的とした研修を継続的に実施する。
- (2) コンプライアンス規定を策定して、代表取締役社長を委員長、各本部長を責任者とするコンプライアンス委員会を設置して、法令、定款及び社内規定の遵守状況等の確認と問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。
- (3) 法令や倫理規定に違反する行為の未然防止及び早期発見を目的にイオングループの内部通報制度「イオン行動規範 110 番相談窓口」に参加しており、通報・相談内容に対しては、関連部署が調査し、違反が確認された場合は是正・再発防止策を講じます。なお、通報者に対しては不利益な扱いは行わない。
- (4) 「サステナブル委員会」を設置し、環境方針の審議、環境目的・目標の検討、関連法規制の遵守状況など、経営層に常に必要な情報が報告される体制を確保する。
- (5) 監査部門は、内部監査規定に基づき業務全般に関し、法令及び定款の遵守状況、職務の執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施すると共に、金融商品取引法等に従い財務報告に係る内部統制システムが適切に整備され運用されているかを評価検証し、代表取締役及び監査役(会)に対しその結果を報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の他重要な取締役の職務執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）の上、経営判断等に用いた関連資料と共に、文書規定その他の社内規定の定めるところに従い適切に管理保管する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。
- (3) 監査部門は、当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について監査を行う。監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) リスクマネジメント規定を策定して、代表取締役社長を委員長、各本部長を責任者とするリスクマネジメント委員会を設置して、会社全体のリスクを把握、分析、評価し、優先的に対応すべきリスクを選定してそのモニタリングを行うとともに取締役会に状況報告を行う。
- (2) 大規模災害、大規模システム障害等、不測の事態を想定した危機管理計画を策定し、必要に応じて訓練を実施する。
- (3) 当社は、反社会的勢力との一切に関係を遮断し、不当要求に対しては法的な対応を行うとともに外部専門機関とも緊密な連携を持って、組織として対応します。
- (4) リスク管理体制の有効性及び適切性等、リスク管理に関する監査は取締役による監督機能である監査部門及び取締役（会）を監視する監査役により行われる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を定期で月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営に関わる業務執行上の重要案件については、取締役および執行役員、常勤監査役から構成される執行役員会において事前審議を行い、その審議を経て執行決定を行うこととし、執行役員会は原則として定期で月2回開催する。
- (2) 取締役及び執行役員の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、職務権限規定を定め、遂行すべき職務および職務権限を明確にする。
- (3) 監査部門は事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

5. 当社及びその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役による競業取引及び当社と取締役との間の利益相反取引については、取締役会に付議することにより、当該取引が当社及び株主共同の利益を害するものでないかを慎重に精査する。また、当該取引に利害関係を有する取締役を特別利害関係人として除外した上で決議するなどして手続の公正性を確保する。
- (2) イオングループ各社と取引を行う場合は「関連当事者取引管理規定」に則り、市場価格に基づいた適正な条件により取引を行い、年間取引実績の増減率等の報告を取締役会で報告を行い合理性・相当性を精査する。
- (3) 当社は、親会社の監査部門の定期的な監査・監督を受けており、適宜、コンプライアンス体制の整備を行っている。

6. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は子会社内から成る企業集団における業務の適正性の確保と監視のため、適切な人材を役員（取締役、監査役、及びその両方）として派遣する。
- (2) 当社は子会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、子会社全体を網羅的に管理する。
- (3) 子会社取締役等の職務の執行に係る事項の報告体制として、子会社に対し、当社が定める「子会社管理制度規定」に基づき、定期的に取締役会への報告を義務付ける。
- (4) 子会社を当社の監査部門による定期的な監査の対象とし、当社の「内部監査規定」を準用して子会社の内部統制状況を把握・評価する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 当社は、監査役を補助するため、監査役の求めにより専属の使用人を配置する。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従い、監査役の業務補助を行う。
- (3) 当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

8. 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 当社は、監査役を補助する使用人の採用・選定・異動等の人事に関する事項については、事前に常勤監査役または監査役会の同意を得ることとし、その人事考課は常勤監査役が行う。
- (2) 当社は、当該使用人についての懲戒手続きを開始する場合には、常勤監査役または監査役会の同意を得る。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- (1) 取締役及び使用人は当社の業務、財産に重大な影響及び損害を及ぼす事実、あるいは法令または定款に違反する行為で重大なもの、その他コンプライアンス上の問題を発見・認識した場合は直ちに常勤監査役または監査役会に報告する。
- (2) 監査部門は、内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の状況を定期的に監査役（会）に報告する。
- (3) 監査役は、取締役会及びその他経営に関する重要な会議に出席し、自由に意見を述べる事ができる。
- (4) 内部通報窓口への通報状況とその対応を定期的に監査役（会）に報告する。
- (5) 当社は、監査役へ報告を行った取締役及び使用人及び内部通報制度の利用者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いや報復的な言動を行う事を一切禁止し、その旨を全従業員に周知徹底する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役社長と定期的な会合を持ち、対処すべき課題や監査上の重点課題について意見を交換し、効果的な監査業務の遂行を図る。
- (2) 監査役は監査部門と緊密な連携を図り、実効的な監査業務を遂行する。
- (3) 監査役は会計監査人或いは社外取締役とも情報交換し、緊密に連携を図る。
- (4) 取締役及び使用人は監査役から報告並びに関係資料の提供を求められたときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。
- (5) 当社は、監査役がその職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときはこれに応じる。
- (6) 当社は、監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (7) 当社は、監査役の職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ一定額の予算を設ける。但し、

緊急または臨時に支出した費用については、事後、監査役の請求に基づき処理する。

以 上